

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第72号。令和6年8月27日公布、令和6年10月1日施行）の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、給付金として支払を受けた金銭の管理を行わなければならない施設として母子生活支援施設を追加するほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 給付金として支払を受けた金銭の管理を行う施設を追加

現行	改正案
(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第16条 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (略)	(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第16条 乳児院、 <u>母子生活支援施設</u> 、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (略)

※ 本条例において、児童福祉施設に入所する児童に係る児童手当は、当該施設の設置者が受給し適切に管理しなければならないと規定されている。

今回、児童手当法の一部改正により児童手当の支給対象が高校生年代の児童まで拡大されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正された。これに伴い、児童手当の管理を行わなければならない施設として、「母子生活支援施設」を追加するよう、条例を改正するもの。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行日

令和6年12月24日

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）が一部改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号。令和 6 年 11 月 29 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行）が制定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、栄養士の配置等を求めていた規定について、栄養士免許を有しない管理栄養士についても同要件を満たすこととするよう、規定の整備を行う必要があるため。

2 改正の概要

- (1) 乳児院等の職員の配置基準について、栄養士免許を有しない管理栄養士の配置を可能とするもの。

現行	改正案
第 27 条 乳児院には、(略) 栄養士及び調理員を置かなければならない。(略)	第 27 条 乳児院には、(略) 栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。(略)

他、児童養護施設（第 58 条）、児童心理治療施設（第 68 条）及び児童自立支援施設（第 76 条）も同様に改める。

- (2) その他、保育所の設備の基準の特例（第 45 条）についても、上記基準の改正に伴い所要の規定の整備を行うもの。

【参考】栄養士法の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）

現行	改正後
第 5 条の 3 管理栄養士国家試験は、 <u>栄養士</u> であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。 一～四 (略)	第 5 条の 3 管理栄養士国家試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。 一～四 (略)

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の制定により、懲役及び禁錮の刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定し、県の関係条例についても同様の改正を行った。

本条例の制定により、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例についても一部改正があったもの。

2 改正の概要

「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの。

現行	改正案
第20条の2（略）	第20条の2（略）
2（略）	2（略）
3 前2項「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。	3 前2項「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
一～三（略）	一～三（略）
四 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、（略）	四 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられた者で、（略）
五（略）	五（略）

3 施行日

令和7年6月1日